

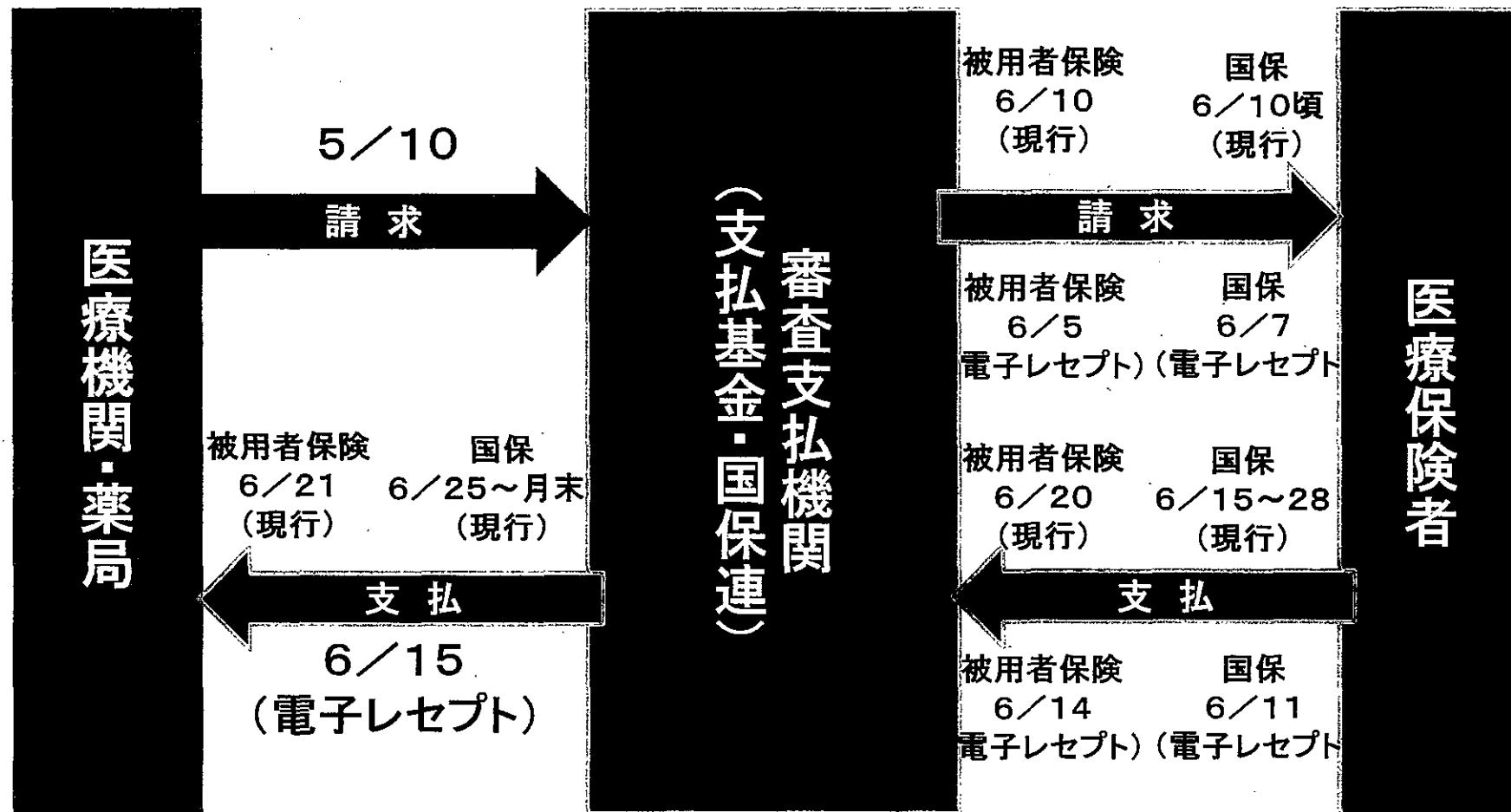
診療報酬の支払早期化について

平成22年11月15日
厚生労働省保険局総務課

支払早期化のイメージ

(平成22年9月8日医療保険部会資料)

<平成23年4月診療分の例>



関係者の調査結果(概要)

市町村国保

- 1,723市町村に対し支払早期化への対応について調査。
- (提示された)請求書受理の4日後に払込完了が可能と回答した市町村は5割強。一方で、8日後までであれば払込完了できると回答した市町村は約9割。ただし、4日後までに全ての市町村で払込完了できると回答のあった都道府県は、概算払を実施済みの12府県のみであり、8日後までの払込完了が可能な都道府県は19である。
- 市町村では主に会計担当部門での事務処理に日数を要するが、その出納のルールは自治体毎に様々(支払日がそもそも固定されている、金融機関との取り決め等)。

被用者保険

- 健保連からアンケート形式で支払早期化への対応を調査(1,191保険者から回答)。
- 提示されたイメージに基づく支払早期化については、4割強の保険者が対応可能。一方で、5割強の保険者が対応不可能と回答。
- 対応不可能とした保険者の理由は、事務体制の問題(電子レセプト分と紙レセプト分で診療報酬の2回払いが発生する)、資金繰りの問題、システム改修費の問題(業者により相違があるが20~35万円程度の費用)が挙げられている。

広域連合

- 47広域連合に対して支払早期化への対応について調査。
- 事務的には、(提示された)請求書受理の4日後に払込完了が可能と回答した広域連合は5割強(26都道府県)。一方で、8日後までであれば払込完了できると回答した広域連合は9割強(46都道府県)。
- 40都道府県で広域連合の資金繰りに問題が生じるため、国庫・県費負担金・後期高齢者交付金の入金も早期化が必要との回答。

今後の方針

今回の支払い早期化への対応

- 保険者への調査によれば、審査支払機関と保険者との間の請求・支払いの間隔を提示した案の4日から7~8日に3~4日程度延長できれば、事務的には対応できる保険者数が増加(国保・広域連合)。
※ ただし、都道府県ごとのばらつきが残る可能性がある。
- 資金繰りの問題については、特に現行の前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金の保険者への支払いが毎月15日となっていること等を含め、新たな高齢者医療制度の議論も勘案しつつ検討。
- より実効性のある施策とするためにも、引き続き、上記の審査支払機関と保険者との間での請求・支払いの流れについて調整を行い、来年度における実施を目指す。

今後のレセプト電子化について

- 今回の支払早期化にあたっては、電子レセ・紙レセが混在する中で、電子レセ分の請求に係る診療報酬のみを早期化することにより、保険者及び審査支払機関双方に事務負担が発生(支払基金は、他県分が約3分の1を占めるため、紙レセを電子レセと同様に早期化することは、物理的に困難)。
- 来年の4月より歯科が原則レセプト電子化の期限を迎えるとともに、保険者についてもレセプトのオンラインによる受け取りが原則となることから、今後、一層のレセプト電子化を推進し、将来的にはその進捗状況を勘案し、更なる支払早期化を検討。

(参考)審査支払業務の電子化の現状(22年8月)

医療機関→支払基金

電子レセプト	84.2%
紙レセプト	15.8%

電子→電子

支払基金→保険者

オンライン	51.2%
電子媒体	16.0%
紙出力(※)	17.0%
紙出力など	15.8%

67.2%

※ 医療機関から電子で請求されているもので保険者へ紙媒体で請求がなされているもの。

(参考)レセプト電子化の経緯

○ 平成17年12月 医療制度改革大綱

平成23年度当初よりレセプトオンラインの完全義務化の方針

○ 民主党政策集 INDEX2009 医療政策(要約)

レセプトのオンライン請求を「完全義務化」から「原則化」に改める。

○ 平成21年11月 請求省令の改正

レセプト請求の完全オンライン化を原則化に改めるとともに、例外措置を定める。また、医科、歯科、調剤それぞれの原則電子化とする期限を定める。

【例外措置】

- ・ 光ディスク等の電子媒体による請求でも可。
- ・ 電子化が困難な診療所等(レセプトを手書きで作成している、医師が高齢など)については紙レセプトで可。
- ・ 電子レセプトに対応していないレセコンを使用している診療所等については、次回更新時期まで猶予(最大で平成26年度末まで)。

○ 平成23年4月

歯科についてレセプトの原則電子化期限。

保険者についてもレセプトの原則電子による受け取りの期限。

社会保険診療報酬支払基金事務費単価の推移

年 度		14	15	16	17	18	19	20	21	22
事 務 費 単 価	審査支払分	116円20銭	114円20銭							
	電子媒体請求促進分	—	—	—	—	—	113円20銭	112円20銭	110円20銭	108円20銭
	オンライン請求促進分	—	—	—	—	—	—	112円00銭	108円50銭	104円00銭
	調剤分	59円20銭	57円20銭							
	電子媒体請求促進分	—	—	—	—	—	56円20銭	55円20銭	53円20銭	51円20銭
	オンライン請求促進分	—	—	—	—	—	—	55円00銭	51円50銭	47円00銭
(税込)	審査のみ分	61円80銭								

※平成19年度に事務費単価の設定を行った「電子請求促進分」(電子媒体およびオンラインによる請求)について、平成20年度より「電子媒体請求促進分」および「オンライン請求促進分」へ設定の見直しを行った。